

平成30年2月28日（水）

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第11回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、会議の公開について	4
3、意匠審査基準の改訂（平成 29 年 3 月 31 日公表）後の状況について	5
4、願書及び図面の記載要件の取扱いに係る運用の見直し	9
5、今後の予定	26
6、閉 会	27

開 会

○前畑意匠審査基準室長 では、委員の先生方、もうお揃いでございますので、若干早いのですが始めさせていただきたいと思います。皆様、おはようございます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第 11 回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、事務局を務めております特許庁意匠課意匠審査基準室の前畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本ワーキンググループの座長は、昨年度に引き続き、桜坂法律事務所の弁護士の古城春実委員をお願いしております。よろしくお願いいたします。

○古城座長 こんにちは。桜坂法律事務所の弁護士の古城です。きょうは忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。昨年に引き続き今回も座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 本日は今年度最初の会合ですので、事務局から委員の皆様の御紹介をさせていただきます。それでは委員の皆様を 50 音順で御紹介させていただきます。

まず、大阪大学大学院法学研究科准教授、青木大也委員。

○青木委員 よろしく申し上げます。

○前畑意匠審査基準室長 一般社団法人日本知的財産協会意匠委員会委員長 株式会社リコー知財本部知財 22G グループリーダー、上野徹委員。

○上野委員 上野です。よろしくお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士、黒田薫委員。

○黒田委員 黒田です。よろしくお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 公益財団法人東京都中小企業振興公社東京都知的財産総合センター 海外知財アドバイザー、小山雅夫委員。

○小山委員 小山です。よろしくお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 日本弁理士会意匠委員会委員 TMI 総合法律事務所弁理士、

林美和委員。

○林委員 林と申します。よろしくお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 有限会社シーダブリュエス代表取締役、堀越敏晴委員。

○堀越委員 堀越です。よろしくお願いいたします。

○古城座長 ありがとうございます。

それでは、特許庁を代表して澤井審査第一部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○澤井審査第一部長 ありがとうございます。審査第一部長の澤井でございます。

本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。昨年2月のこのワーキンググループにおきまして、ユーザーの皆様から特に御要望の多かった、意匠の新規性喪失の例外規定、願書及び図面の記載要件、参考図についての運用の明確化、これらを御審議いただきました。それを踏まえまして、昨年、審査基準を改訂し、4月1日から既に運用を開始しているところでございます。改めて御礼申し上げます。

私がこのポストにつきまして、特にこの意匠分野では2点、力を入れさせていただいております。その1点が国際化でございます。また、もう一つが意匠のプレゼンスを高めなければいけないという思いでございます。国際化に向けましては、昨年の11月に、アメリカのハーシュフェルド特許局長とアメリカで意見交換をさせていただきまして、日米の意匠の審査官の交流を進めていこう、あるいは意匠分類の共通化を急いで進めようではないか、また特許で定着しているPPHを意匠にもうまく拡大できないか、こうしたことをアメリカと進めていこうではないかということ意見を交換し、特に審査官交流や分類の共通化などは、先方との合意を得たところでございます。

また、今回、委員として御参加の上野委員にも御参加いただきましたけれども、昨年12月にはスペインのアリカンテで、意匠の五庁のメンバーが集まりまして第3回のID5を開催し、五庁の意匠分野での協力、あるいは制度や運用のそれぞれの国々の相違について確認したところであります。

意匠のプレゼンスの向上という観点からは、昨今、例えばアップルのアイフォーン、あるいはダイソンの掃除機、こうしたものが非常に高価格で売られているような状況を見ております。我が国の製品がコモディティ化の影響を受けて厳しい中、そうした製品が非常に力を持っているということを見てみますと、デザインがその背景に強くあるのではないかと考えております。このため、ぜひ我が国の多くの製品につきましても、デザインに力を入れ付加価値の高い、そして価格の高い製品が世に出れば、さらに競争力を高めるの

ではないかと思っております。

別途、まさにこの部屋で月に1回のペースで研究会も開催させていただきまして、我が国を代表するデザイナーの皆様と、意匠制度のプレゼンスをいかに上げていくかということも議論させていただいているところでございます。本日このワーキンググループで御審議いただきますのは、そうしたプレゼンスを向上していく上でも意匠制度が皆様に利用しやすいものになる、そうしたものに一步でも近づく、まず最初の第一歩ではないかと思っておりますので、ぜひ御審議のほどよろしく願いいたします。以上、私の挨拶にかえさせていただきます。

○古城座長 どうもありがとうございました。

それでは次に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 それではまず、本日の資料の確認をさせていただきます。

経済産業省の方針として、ペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表及びタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配布しておりますが、それ以外の資料につきましてはタブレットで御覧いただくことといたしました。

既に御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、簡単にタブレットの使用方法を御案内させていただきます。お手元に「タブレットの使い方」という紙を用意させていただいておりますので、そちらの紙を御覧いただきながらタブレットを操作していただければと思います。

まず、タブレットを横向きに持っていたときに、右上のほうに電源ボタンがございますので、そちらを押していただきますと画面が立ち上がります。画面のところに鍵のマークが出てくるかと思いますが、そちらを指でタッチしていただきまして、右のほうに動かしていただくとロックが解除されます。画面が開きますと本棚のような画面が出てまいります。そちらに複数のファイルが入っていることが御覧いただけますでしょうか。

左上から、本日のワーキンググループで使用する資料になります。まず議事次第、配布資料一覧、委員名簿、次に資料1が「会議の公開について（案）」、資料2が「意匠審査基準の改訂（平成29年3月31日公表）後の状況について」、資料3が「願書及び図面の記載要件の取扱いに係る問題の所在と対応の方向性（案）」、資料4-1が「改訂意匠審査基準（第2部 意匠登録の要件）（案）」、資料4-2が「改訂意匠審査基準（第7部 個別の意匠登録出願、第11部 国際意匠登録出願）（案）」、参考資料ということで、参考資料1が「平成

28 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究 意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究報告書(抜粋)、参考資料2が「現行意匠審査基準、施行規則等(抜粋)」、以上、9種類の資料のデータです。9種類ございますでしょうか。

資料を御覧いただくには、例えば「資料3 願書及び図面の記載要件の取扱いに係る問題の所在と対応の方向性(案)」というアイコンを指でタッチしていただきますと、そのファイルが開きます。タブレットが横向きですと資料が小さく表示されますが、縦向きに変えていただきますと、少し大きく表示されます。

あとは画面上で、右から左へ向けて紙をめくるような感覚で指を動かしていただきますと次のページに移っていただけますので、このような形で資料を御参照いただければと思います。また、違う資料を御覧になりたい場合には、大変申し訳ございませんが、左上のほうに「一覧へ」というボタンがございます。この「一覧へ」を押していただきますとまた本棚の画面に戻りますので、そちらで見たい資料を選んでいただければ中身を確認いただけます。もしも途中で資料が閲覧できなくなったとか、操作でお困りになった場合には、手を挙げて合図をしていただけますと、今手を挙げております担当の者が対応いたしますので、よろしく願いいたします。

皆さん、問題ございませんでしょうか。

それからもう一点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

会議の公開について

○古城座長 それでは、議事次第2の会議の公開のところに移らせていただきます。毎回のことですが、議論に先立ちまして、ワーキンググループの議事の運営について事務局から説明を伺った上で、皆様の御同意を得ておきたいと思っております。では、説明をお願いします。

○前畑意匠審査基準室長 「会議の公開について(案)」でございますが、まず本会議は、原則として公開いたします。配布資料は、原則として公開いたします。会議の議事要旨又は議事録は、原則として公開いたします。個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任させていただきたいと思っております。

○古城座長 皆様もよくお分かりのことと思っておりますけれども、ただいまの事務局からの説

明について、何か御異議ございますでしょうか。

よろしいですね。ありがとうございました。

意匠審査基準の改訂（平成 29 年 3 月 31 日公表）後の状況について

○古城座長 それでは議事次第の 3、意匠審査基準の改訂（平成 29 年 3 月 31 日公表）後の状況について、事務局から説明していただきます。

○前畑意匠審査基準室長 資料 2 意匠審査基準の改訂（平成 29 年 3 月 31 日公表）後の状況について皆様に御報告させていただきたいと思います。

まず 1 ページ目でございますが、昨年 3 月 31 日公表の意匠審査基準の改訂内容について簡単に書いてございますが、1 点目として、意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の簡素化・明確化を行いました。次に、願書及び図面の記載要件の緩和ということで、形状を特定するための線や点の取り扱いや、CG により作成された図における陰の説明の取り扱い等の要件緩和を行いました。3 番目に、参考図の取り扱いの明確化を行いました。

この中で、1 点目の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の簡素化・明確化の中で、委員の皆様方から、証明書の作成方法や作成時の注意点を記載した Q & A 集を充実させてほしいという御要望がございましたので、こちらについても後ほど御報告させていただきたいと思います。

次に内容に移らせていただきます。2 ページ、3 ページ、4 ページとございますが、こちらは意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の簡素化・明確化でございます。この中で一番大きな変化というのが、4 ページ目でございます「証明する書面」の書式例です。これは今まで意匠審査基準にはこのような書式例を全く載せておりませんでした。皆様なかなか手続がしがたいということでございましたので、この書式例について意匠審査基準に掲載させていただきまして、明確化を図りました。ここが大きなポイントでございます。

5 ページ目に移っていただきます。5 ページ目については、先ほどお話ししました意匠の新規性喪失の例外規定についての Q & A 集でございます。こちらは昨年度のワーキンググループにおける委員からの御指摘を反映させまして、「意匠の新規性喪失の例外規定についての Q & A 集」の内容の充実を図りました。こちらは目次でございますが、この中でも、2.3 の「公開の事実」の欄の記載要領や、2.4 の「承継等の事実」の記載要領、4. の

公開された意匠が複数存在する場合や、7. の第2項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例、この辺が、改訂後にお問い合わせが非常に多かったものでございますので、こちらについて次ページ以降、簡単ですが御紹介させていただいております。

まず6ページ目でございますが、「公開の事実」の欄の記載要件です。「公開の事実」の欄について、ケースごとに何を記載すればいいかということで記載例を公表させていただいております。

これに基づきまして、7ページ目でございますが、これは「公開の事実」欄の記載要領ということで、記載要領の中でも、4番目の「公開された意匠の内容」というものを、具体的にどのように表していいのかわからない。URLを貼っただけでもいいのか、それとも写真を貼らなければならないのか、具体的にどうしたらいいのかわからないという御質問が多くございましたので、こういった具体的な事例を用いて、7ページのように写真を貼り込んでいただくのもよろしいですし、カタログなどで公開したケースは、8ページのように証明書の後ろにカタログを添付していただくというような体裁でもよろしいですということで、周知もさせていただいております。ただし、7、8ページの具体例はまだQ&A集には載せておらず、今現在行っております意匠制度の改正に関する説明会のほうの資料に入れ込んでございます。こちら反響を見ながら、Q&A集に入れるかどうか検討してまいりたいと思っております。

その次の9ページでございますが、「承継等の事実」の記載要領ということで、こちら非常にお問い合わせが多い状態でございます。9ページのように記載すべき事項を簡単にお示ししたり、10ページ目でございますが、公開された意匠の創作者、公開行為時の権利者、そして最後に意匠登録出願した方、それらの関係が分かるようなものを書いていただければ十分ですというように、意匠登録を受ける権利の承継の関係性を分かりやすく示した図も載せてユーザーの皆様に御案内させていただいているところでございます。

11ページ目になりますが、複数回公開についても質問が多い状態でございます。例えば、複数回にわたって公開した場合、それぞれの公開毎に証明書を作成しなければならないかというような御質問もございます。書類として証明書は1通でも結構でございますが、それぞれどこで公開したかということは別途リストに添付して証明していただければ結構ですという内容等、代表的なものについて公開させていただいております。

次に12ページになりますが、「証明する書面」の具体的な記載例も欲しいという御要望がございましたので、Q&A集の40ページから55ページにかけて、かなり多くの公開の

ケースごとの書面の記載例を掲載してございます。12 ページ右側のような形でウェブサイトに公開させていただいております。

皆様の御要望に応じて作成しましたQ&A集については、以上でございますが、13 ページのQ&A集の特許庁のホームページの掲載箇所についても、なかなかアクセスしづらいという声がありましたので、こちらも工夫させていただいております。以前は、「よくある質問」というところに入れさせていただいておりましたが、意匠審査基準を見る場所と同じ個所にも掲載させていただいて、基準を見る場合も、「よくある質問」を見た場合も、どちらからもアクセスできるように掲載を工夫させていただきまして、皆様の声により改善を行ってまいりました。

新規性喪失の例外規定については、以上でございます。

次に14 ページに進みますが、願書及び図面の記載要件の緩和ということで、先ほども申し上げましたが、形状を特定するための線、点等の説明の取り扱いや、コンピュータグラフィックスにより作成された図における説明の取り扱い、こちらの要件緩和をいたしました。

ということで15 ページ、16 ページに、基準改訂後にこちらは「意匠の説明」の欄に陰の説明の記載がなくても、このままの形で説明なしで登録になっている事例を掲載させていただきます。

16 ページも、コンピュータグラフィックスにより作成された図ではございますが、「意匠の説明」の欄の記載がなくても登録になっている事例でございます。

こちらは改訂後の事例の御紹介とさせていただきます。

次に17 ページになりますが、参考図の取り扱いの明確化ということで、参考図というのはどういうものかということの事例でございます。

次に18 ページにございますように、参考図に本願意匠と異なる形状、模様、色彩が表されている場合には、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは考慮しないというように、参考図の取り扱いを審査基準に明記させていただきました。

19 ページ、20 ページ、21 ページには、基準改訂後の登録例で、出願意匠以外の意匠が参考図に表されている事例や、出願意匠とは形態が異なる意匠が参考図に表されている事例を掲載し、このような出願が審査官からの何の通知もなく、そのままの形で登録になっておりますということで、紹介させていただいております。

簡単ではございますが、意匠審査基準の改訂後、このように審査運用を進めさせていた

だいておりますという御報告にかえさせていただきます。以上でございます。

○古城座長 ありがとうございます。

昨年度の意匠審査基準の改訂後の状況についての御説明がありましたけれども、昨年度も結構いろいろと質問が多いところでしたので、今回、適宜、何か質問や御意見ございましたらおっしゃってください。

林委員、お願いします。

○林委員 意見でも質問でもないのですが、昨年いろいろと御検討いただいて、審査基準を改訂いただいて、セミナー等も開催していただいていると思います。実務をやっている人間として大変分かりやすくなりました。ありがとうございます。

○古城座長 小山委員、お願いします。

○小山委員 私どもは東京都内の中小企業を支援する団体なのですが、大企業ですと通常、新規性を落とすということはあってはいけないことなのですが、残念ながら中小企業の場合には大体ビジネスのパターンが違いますので、新規性を落としてから権利化を急にしなければいけないということが多かったわけです。今まで相談業務において、弁理士さんと一緒になって相談をやっておりますが、新規性喪失の例外については審査基準には要件しか書いてなかったのが、フォーマットとか新規性喪失のケースバイケースのことはなかなか対応が難しかったわけですが、今回こういった形でフォーマットを含めてつくっていただいたということで、早速いろいろな形で相談業務に活用させていただいています。本当にありがとうございます。

○前畑意匠審査基準室長 これからもQ&A集も充実させていただきたいと思いますので、また何かございましたらいろいろと御意見いただければと思います。

○澤井審査第一部長 小山委員、ありがとうございます。新規性喪失の例外についてお話があったので、一点ご報告いたします。昨日、不正競争防止法をはじめとした特許法、意匠法等の改正が閣議決定したところでございますが、その中に、意匠の新規性喪失の例外の期間を12か月に延長し、より皆様にとって使いやすい制度になるような仕組みに法改正の準備が進んでおります。もちろん今後の国会の審議によりますけれども、ちょうど昨日閣議決定がありましたので、御案内いたします。

○小山委員 これも国際化ということで、ありがたいことです。

○澤井審査第一部長 ありがとうございます。

○古城座長 ほかに何かございませんでしょうか。

堀越委員どうぞ。

○堀越委員 堀越です。新規性喪失の例外で、デザイナー個人が創作して、そのまま発表してしまうというケースが多いものですから、こういったことが12か月に緩和されるというのはいいことだと思います。それから参考図の取り扱いが明確になったということで、意匠の認定において考慮しないことを明記したというところがよかったと思います。

以上です。

○古城座長 ありがとうございます。

他に何かございませんでしょうか。

願書及び図面の記載要件の取扱いに係る運用の見直し

○古城座長 それでは特にございませんでしたら、次の議事次第の4の「願書及び図面の記載要件の取扱いに係る運用の見直し」ということで、今年度やろうとしていることについての事務局からの説明をお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 今、古城座長より御紹介ございました、今年度、事務局から御提案させていただきたい主題でございますが、願書及び図面の記載要件の取扱いに係る問題の所在と対応の方向性ということで御説明させていただきたいと思います。

なお、資料3を用いて御説明させていただきますが、論点1と論点2と2つの論点が含まれておりますので、議論の明確化のため、それぞれの論点ごとに質疑の時間をとらせていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いたします。

まず資料3に沿って御説明させていただきます。資料3は願書及び図面の記載要件の取扱いということで、現在、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願におきましては、平成27年5月の受付開始以来、多くの運用の実績を積んでいる状態でございます。ただし、この中でも、国際意匠登録出願における願書及び図面の表現につきましては、現行の我が国の意匠法施行規則の規定や意匠審査基準にそぐわない表現形式となっていることが多い状況でございます。審査におきましては、こうした国際意匠登録出願に対して拒絶通報を行わざるを得ないケースも発生しております。

そのため、国内、国際の別を問わず、意匠登録出願の手續に必要な負担を抑え、国内外の出願人に対して権利取得のための機会を十分に確保する方法として、現行の願書及び図面の記載要件について、出願意匠の開示の具体性を損なうことなく要件の緩和が可能な事

項がないか、国際協調を意識した意匠制度の運用の見直しの方向性について、検討を行いたいと思っております。

検討に当たりまして、1 ページ目の下のほうの図表を見ていただきたいと思います。こちらは国際意匠登録出願の拒絶の通報の内訳でございます。拒絶条文ごとに書いてございますが、拒絶条文については、出願1件について複数条文の拒絶理由を通知することができますので、延べ数でございます。3 条柱書というのは、「工業上利用可能性」という条文でございます。こちらは拒絶理由の中で半数以上を占めている状況でございます。この中でも内訳を調査しましたところ、部分意匠の意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を書いた説明がないものに関するものが、サンプリング調査 148 件中 41 件、約 3 割近くでございます。こちらがかなり問題かと思っております。

その次に、底面図の不足に関するものが、148 件中 13 件ということで約 1 割程度。こちらもかなりの割合かと自覚しております。したがって、底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取り扱い、及び意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取り扱いについて、明確な意匠権を設定するために必要十分な要件の確保を念頭に置きながら、今年度検討を行いたいと思っております。

次に 2 ページに移らせていただきます。まず運用見直しのための論点としまして、先ほども冒頭申し上げましたが、論点 1 と論点 2 がございまして、論点 1 が底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取り扱いでございます。論点 2 が意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取り扱いということになっております。ということで、まず論点 1、前半を御説明さしあげてから御意見をいただきたいと思っております。

まず論点 1 でございますが、底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取り扱いに関して、問題の所在として、我が国を指定する国際意匠登録出願においては、底面に係る図の記載が不足する、そもそも図が不足しているというものがあり、また例えば平面図と同一や、平面図と対称というような場合は底面図の省略が可能ですが、この場合であっても、意匠の説明の欄の記載がない、要は省略に関する説明がないものが見受けられまして、これらを理由とした拒絶通報が 1 割程度なされております。

一方、我が国の現行意匠制度におきましては、今申し上げましたが、正面図や背面図のように対面する図が同一又は対称の場合に、一方の図を省略することが意匠法施行規則上認められております。また、省略した場合は、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載

することとしております。

また、現行意匠審査基準におきましては、この施行規則によらなくても、意匠審査基準のみで、大型の機械や大型の車両等の重量物等に限定して、底面図の省略を認めており、省略した場合は同様に、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載することとしております。この底面図に関する意匠審査基準の運用があることにより、今回、底面図の記載不足についての要件をどうにか見直しできないかということで御提案でございます。

3ページに移りますが、昨年度、調査研究においてユーザーニーズ調査を行いました。詳しくは参考資料1を後ほど御参照いただければと思いますが、ユーザーニーズ調査の結果、通常の使用状態で目に触れない部分の図の省略に関するニーズというものは、「省略可能とすべき」とする意見が企業・代理人ともに多く見られました。ただし、企業の方の御意見では50%近くが「省略可能とすべき」という御意見がございましたが、逆に「省略可能とすべきでない」という方の御意見が26%程度、そう少なくはない数で反対という方もいらっしゃいまして、その「省略可能とすべきでない」という意見の中には、「物品の特定に支障が生じる」、若しくは「設置前には取引者の注意を引く部分に該当する場合がある」ことを指摘する意見も見られました。

このような状況を踏まえた上で、底面図の記載が不足する意匠登録出願における願書の記載及び図面の取り扱いについて、検討を行いたいと思います。

4ページ目でございますが、上のほうに、現在基準でのみ規定している底面図の省略を認めている例が書いてございます。「大型の機械などであって、設置又は定置しているあるため常時は底面を見ることができないものについて、底面図を省略した場合」ということや、「大型の車両などの重量物であって通常は底面を見られることがなく、かつ底面がなくても意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合」というように、省略が認められているものが審査基準のみに規定がございます。こちらは御紹介まででございます。

次に対応方針案に行かせていただきます。これら状況を踏まえた上で、対応方針としては、現行意匠審査基準における、「意匠が具体的なものであること」という要件は変更いたしません。こちらは従前どおり守らせていただきます。一方、従来から、審査基準のみではございますが、「大型の機械など」に限定して、底面図の省略を認めていた取り扱いを変更いたしまして、以下の要件に限って、底面図の記載が不足していても、意匠が具体的であるものと認めることとしたいと思います。

すなわち、「大型の機械など」と同様、床面や卓上などに置いて使用し、使用時に持ち上げるのがなく、通常は底面を見られないものにおいて、底面図が不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的なものと認める、という取り扱いに変更したいと思います。

なお、車両などの重量物についても引き続き、底面図が不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であるものと認めたいと思っております。

したがって、こちらは省略という考え方をとるわけではなく、不足があったとしても他の図を総合的に判断すれば、意匠が具体的なものである場合は、それは具体的ではない、認めないということではなく、具体的なものと認めるという運用をとらせていただきたいので、不足に関する意匠の説明がなかったとしても、具体的なものであると認めたいと思っております。もちろん、説明の記載はしていただいても結構ですけれども、なくても結構でございます。

意匠審査基準上に、これらを判断する際の基本的考え方及び具体的例示を記載させていただきます。

5 ページ目でございますが、こちらが、①底面図がなくても意匠が具体的と認められるものの例でございます。「花器」、「テープカッター」、「スピーカー」というものが今回新しく事例として認められるものとして入れたいと思っております。「バス」については従前どおり、引き続きということで事例掲載しております。

一方、②底面図がなければ意匠が具体的と認められないものの例ということで、意匠に係る物品「花瓶」でございますが、例えばこの3図の状況だとすると、底面図がない状態ですと、右枠内のように、底面図の記載によってはさまざまな態様が想定される。要は底面が円型でそのまま上になだらかにつながっているものか、底面が四角形でそのまま上に向かってなだらかに広がっているものかというような、さまざまな「花瓶」の態様が想定されるため、現在の状態のままですと、具体的な意匠の内容を導き出せないもの、底面図がないと具体的とは認められないものの例として掲げさせていただきたいと思っております。

論点1としては、対応方針は以上でございます。

続けてではございますが、一度配布資料一覧に戻っていただきまして、資料4-1の改訂意匠審査基準（第2部）になりますが、こちらを用いて皆様に簡単に、基準に書き起こす

とこうなりますという紹介をさせていただきたいと思います。

改訂意匠審査基準（第2部）とございまして、1ページ目ですが、意匠が具体的なものであることということで要件等を書き起こしております。ここは変更いたしませんので、一切修正はございません。記載が不足するところについて、審査官がどう認定を行いますかということで御質問もあるかと思っておりますので、1ページ目の21.1.2の下のほうにございます、「換言すれば、願書又は願書に添付した図面等や誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる」という記載がございまして、その下の②ですが、「いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度のものである」というふうに認定したいと思っております。要は記載が不足する底面図の態様は、要部として認定しない程度のもの、言い換えると、当該物品分野においては、通常想定できる範囲の特徴のない形がそこにあるものというふうに捉えて、②の考え方を使得って審査官は認定していきたいと思っております。

認定方法については以上でございますが、実際の修正箇所については、「意匠が具体的であるもの」で、その次に「意匠は具体的でないもの」ということで列記されておまして、まず5ページ目になりますが、今回の改訂については、「⑩立体を表す図面が下記に該当する場合」ということで、「(iii) 6面図が揃っていない場合（立体的なものの場合）」ということで、6面図が揃っていない場合は、具体的ではありませんという原則はございます。そこは守りたいと思っております。

ただし、下記の場合は除くということで、それ以降に書き起こしていくことになりまして、6ページ目になります。見え消しや色を変えて記載しておりますが、「ハ」というところがございます。読み上げますと、「底面図が不足する場合であっても、以下のa又はbのように通常は底面を見られることがなく、底面図がなくても願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合」ということで、まず「a 床面や卓上などに置いて使用するもの」、「b 車両などの重量物」ということで書き起こさせていただきます。

1点、注意点でございます。基準案に注意書きがございまして、「床面や卓上などに置いて使用するものとは、使用時に持ち上げることをしないものをいう。」とさせていただきたいと思っております。例えばティーポットのように、持ち上げて使用するものは、需要者は底面図を含め全体を観察することが多くございますので、こちらについては使用時に持ち上げることをしないものとさせていただきたいと思っております。

7ページ以降、先ほど御覧になっていただきました事例を、説明つきで書かせていただきます。

それ以外調整したところは、意匠の説明に省略した旨の記載が必要な場合は、8ページの(iv)のところにまとめて最後に、「省略の説明が正しく記載されていない場合」と書いてございましたので、こちらを削除して、意匠の説明の記載が必要な項目にはその都度書き込んでいくという方法をとらせていただき、そのための調整を行っております。本件については、意匠の説明を書いても構いですが、書かなくても構いございますので、意匠の説明の記載が必要という記載はしておりません。

まず論点1としまして、底面図の記載がないものの取り扱いについては、説明は以上とさせていただきます。

○古城座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に何か質問、御意見ございますでしょうか。

上野委員。

○上野委員 日本知的財産協会の上野と申します。よろしく申し上げます。

出願人側の手続が簡素化されていくという方向なので非常に歓迎はしているのですが、知財協の会員に確認してきたところ、何点か質問がございましたので申し述べさせていただきます。1つ目は、今回、底面ということで省略の話が出ているのですが、上面、シーリングの上であったり例えば背面であったりは今回対象にならず、底面だけとされた理由は何でしょうかという点が1つ目です。

○前畑意匠審査基準室長 まず底面以外が今回対象とならなかったのはなぜかということですが、先ほどのユーザー調査にもございますが、背面や天井埋め込み式の照明器具の平面等は、通常の使用状態で目に触れない部分であっても、設置や取り付けや流通の際、需要者の一部である設置業者や取引業者にとっては、非常に着目する機会が多く、さまざまな態様が想定されるため、そこを「ありふれた形状」とグレーにされると実態として困りますという御意見もかなりあったということは認識しております。

また、底面というのは、他の面と違いまして、例えば、正面に対応する背面などの対応関係とは異なり、その他の面とかなり結びつきが薄く、独立して取り扱うことが多いものと思っております。しかも今回、床や卓上に密着して設置してあるものに限りませので、その接地面を「ごくありふれた形状」とであると言っても問題ないと思っております。したがって、今回は問題の少ない底面だけに限らせていただきたいと思います。要するに、底

面以外は、ユーザーの御意見もありましたということと、取りつけの際等、さまざまな工夫をされていることがございますので、その記載を省略されても困るでしょうということが理由です。

もう一点は、先ほども御紹介させていただきましたが、実際に底面については、運用のみで省略を認めておまして、今まで一切裁判等の問題が起こっていなかったという実績がございまして、安定的に運用が進められるでしょうということから、まず第一歩として、底面ということで提案させていただいているところでございます。

○古城座長 お問い合わせいたします。

○澤井審査第一部長 上野委員のご質問は、全く一字一句同じ質問を私も事前にさせていただきました。私は裏面という言い方をしたのですけれども、今室長のほうから説明があったことに加えて、そもそも省略された部分の扱いが、現行意匠法の考え方がディスクレームなのかどうかという根源に当たる部分にさわるようです。一方、部分意匠制度というものもあります。ですから図面が省略されている場合、その取り扱いはディスクレームなのか何なのか、既存の部分意匠制度との整合はどうかということもよく整理しないといけないということでしたので、今室長のほうから説明があったような整理にしております。

今後の議論の中で、6面図そのものの扱いとか、あるいは部分意匠との整理とか、もう少し深く中身を見て議論したいなというところでして、知財協あるいは上野委員の御指摘はまさに共感するところですので、しっかりと勉強していこうかと思います。

○古城座長 あともう幾つか質問、お問い合わせいたします。

○上野委員 今、澤井部長のほうからございましたように権利関係の話が我々ユーザー団体としては気がかりなところになってきます。今回、大型の機器であるとか自動車以外であっても事例に書かれている、「テープカッター」とか「スピーカー」にも適用するということになってくると、従来そうした訴訟がなかったとしても、いろいろな分野に広がるなどのようになっていくか読めないところがある。

それから、先後願の話があって、部分意匠と全体意匠、省略した意匠とで、同じような権利が存在することになるところに関して、今後整理していかないといけないということを澤井部長からお聞かせいただいたのですが、具体的にどのような方向で整理するのかというところのお考えだけをまずは聞きたいと思います。

特に自動車、大型機器というところでは、従来からそういうやり方をやっていたので、

慣例的に認められていたところだと思うのですが、例えばビジネス的にB to CではなくてB to Bになると、意匠、デザインが似てくるところが往々にしてあると思うのです。似てくるといふか、ほぼ同じとか。それが先後願で、片や部分意匠、片や全体意匠で底面図は省略ということになってくると、権利関係がどうなってくるのかなというところが我々メンバーから質問があったところです。

○古城座長 澤井部長、お願いします。

○澤井審査第一部長 少なくとも今回御提案している件につきましては、先ほど私が答えましたように、もう少し深く議論しなければいけません。今、上野委員からありましたのは、その先、深くどういう方向に行くのかという趣旨の質問と理解いたしました。

これにつきましては、先ほど申しましたように全体意匠として、あるいはディスクレームはどうか、あるいは部分意匠はどうかということ整理して議論するのですが、間違いなく言えることは、この国だけで権利を取るわけではありませんで、諸外国でもしっかりと権利が取れるようなものにしなければいけないということと、デザインのプレゼンスがこれだけ高まってきている。その中でしっかりとそのプレゼンスに役に立つような形で権利を付与していくためには、どうしていくかということが検討のキーワードかなと思っております。そうした方向でよく皆様の意見、先ほど室長からもありましたように、実はそれに対して慎重な意見もユーザーの中にはございますので、よくユーザーの皆様の意見を聞きながら考えていきます。方向性のキーワードは冒頭に申し上げた2点だと思っています。

○上野委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一点、この資料で底面図がなくても認められるところでまとめられている資料 4-1 の7ページの「花器」であるとか「テーブルカッター」という事例なのですが、パッと見ると「花器」と「スピーカー」だけが斜視図のみになっていて、他の「テーブルカッター」と「バス」は正面図などがあるのですが、斜視図だけでもいいのかというふうにも見えますが、そうではないですね。

○前畑意匠審査基準室長 先ほどから説明させていただいているとおり、6面図が必要というのは死守しております。

○上野委員 一応この底面図がなくても意匠が具体的と認められるものの例ということで、この2つだけが正面図などがないので、斜視図だけでいいのかなという誤解を与えてしまうかなという意見もありました。

○前畑意匠審査基準室長 他のもと同じような形式のほうがよろしいということですね。

○上野委員 そうですね。その方が誤解を与えない。

○前畑意匠審査基準室長 分かりました。その点は少し検討させていただきます。

○上野委員 よろしくお願ひします。

○古城座長 貴重な問題提起、ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございましたら、お願ひします。

堀越委員。

○堀越委員 堀越です。ここの底面図を省略する場合の事例に挙げられているケースですが、実務上は運搬するときも底が見えないもの、例えば重量のある工作機械とかは運搬するときも底は見えないわけで、それは省略してもいいかなと思うのです。それ以外のもの、ここの「花器」もホテルのロビーに設置するようなものか、部屋にあるような小さなものかで随分違いますけれども、底面に例えば台座をつけるためのへこみがあるとか、足をつけるためのへこみがあるとか、あとは「テープカッター」くらいの大きさの場合は、生産時にパーツを積み上げておくためのへこみがある場合などがあるのです。そういう場合は大概底面図も書くので、まずは問題ないのかなというのが意見、感想です。ただ、「テープカッター」が例としていいかどうかというと、ちょっとクエスチョンがつかないことですね。

以上です。

○前畑意匠審査基準室長 分かりました。貴重なデザインの現場からの御意見、ありがとうございます。今堀越委員からもお話があったように、やはり底面に何らかの工夫がされている場合は、皆様開示していただけるものと思っております。一方、底面は見なくてもいいというような、底面については創作をほとんどやっていませんという方であって、今回の基準案の条件に合ったものについては、底面の記載をしないこともあるかと思っております。例示として「テープカッター」が適切か否かというお話もございましたので、事例の適性については、検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○古城座長 他に御意見ございませんでしょうか。

青木先生、お願ひします。

○青木委員 青木でございます。私のほうは逆に現場は全然分からない人間なので、字句の話で恐縮なのですが、先ほどお話いただいたところだと、今回の省略によって具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合というようなお話があったと思うのですが、そ

ここで導かれる具体的な意匠の内容というのは、さっきおっしゃった、ありふれた意匠のよ
うなものだと理解でよろしいでしょうか。

そうだとすると、もしかすると少し従前よりも踏み込んだのかなという印象を受けてい
まして。というのは、恐らく今まで図面が相互に一致しないとか、あるいは書き忘れたと
か、ある種既にある情報からすぐ出てくるものという理解だったと思うのですが、今回、
全く図面のない底面に関してそうした一定の意匠を想定するということになる、同じ要
旨において影響がないということであれば全く同じことだと思うのですが、少し今までと
違うことをされているような印象があります。それから既に先ほど上野委員や澤井部長か
らお話があったとおり、そういうふうに「ありふれた」という設定が仮にできるのだとす
れば、極端ですが本棚の裏側とか、上側とか、別にそこはどうでもいいのでと出願してき
た人間が言おうとしたときに、そこはありふれているということで結構ですと、という
ような方向性に進む素地のようなものがちょっとできた気もします。もちろん広げないほ
うが良いかもしれないので、どっちがという話ではありませんが、ただ、従前よりも踏み
込んだ印象を私は受けました。

○前畑意匠審査基準室長 青木委員、ありがとうございます。ご指摘のとおりで、今まで
は省略とは申しましても説明に、例えば「正面図と背面図は同一のため、背面図は省略す
る」ということで、必ず文言でもいいので、6面図全て揃えておりました。今回は、説明
で6図揃えることもせずに、底面図の不足、悪い言葉で言うと不備ですが、不備があつた
としても具体的であるものと認めて、そのまま審査を進めていくという整理をしようと提
案しており、実は小さな一歩ではありますが、今までにない判断をしていこうとしており
ます。

○青木委員 国際意匠登録出願の関係で、底面を書いてないものも拾っていかなければと
いう趣旨はあると思うので、そこは全くいいと思います。ただ、先ほど指摘のあつた部分
意匠との関係ですね。部分意匠の立場によってはあまり変わりがなくなってくるような気
もしますので、いずれそこは気をつけなければいけないのかなということです。あと底面
がない場合には多分そこは要旨にならないということは、審査基準に書く話ではないと思
いますけれども、後で「そこは実は」とか言い出さないでね、みたいなことは説明の場
面で触れてあげるといいのかなと思います。

それから細かい話ですが、先ほどの審査基準案のところで恐縮なのですが、「a 又は b の
ように」という書き方をされていたのですが、その場合に、床面や卓上などに置いて使用

するもの、車両などの重量物というようになっていますが、これは「a又はbのように」ということなので、a、bというのは例示だという理解でよろしいのですか。それとも、これは例示ではなくて限定ですか。

○前畑意匠審査基準室長 限定です。

○青木委員 aかbどちらかということですね。分かりました。

私からは以上です。

○前畑意匠審査基準室長 先ほど青木委員のほうからもおっしゃっていただきましたが、今回不足する底面図について、どういう認定をしていくかということについては、要旨認定の際に、そこは影響しないようなものとして捉えますというような周知は、今後もこの基準改訂をした際の、例えば周知活動をしていく際にも皆様にもお伝えして行って、後から実はここにはすごいものが隠れているのですと言わないように、それで問題になることのないようにしていきたいと思っております。貴重な御意見、ありがとうございました。

○古城座長 黒田委員。

○黒田委員 先ほどの青木先生からの点に付随してですが、権利行使の関係から思ったことを申し上げますと、床面とか卓上に置いて使用して、使用時に持ち上げるようなことがない場合の底面というのは、恐らく要部認定から外される面だと思います。そうすると登録意匠のそれ以外の面と、例えば被疑侵害品のそれ以外の面が似ているか同じかということで、結局侵害として認定していくと思うのです。その場合に被疑侵害品の底面にものすごく特徴が仮にあったとすると、それを加味されることがなく、登録意匠の権利範囲が却って広がってしまうのではないかとも思ったのですが、仮に底面が省略されない今までのパターンであったとしても、結局のところ、両意匠の底面が違ったとしても恐らくその点は類否判断では考慮されないと考えられますので、そういう観点からも今回底面を記載せず、ありふれたものであるというふうにされたとしても、権利行使の場面からも、それほど第三者に不測の不利益は与えないのではないかと思います。

○前畑意匠審査基準室長 ありがとうございます。我々も同じように考えておまして、相手が底面に特徴的なものがあるからといって、即そこが影響してくるということはないと思います。やはり意匠は全体観察ですので、底面の特徴がどこまで支配的になるかということを考えていくとすると、今までの司法での権利行使の際の判断等とさほど変わらずにやれるのではないかと考えております。

○古城座長 大変貴重な御意見、コメント、ありがとうございます。まだ言い残されたこ

ともおありかと思いますが、とりあえず論点2のほうに移っていただきまして、まだ何かございましたら、論点2とあわせて質問等を受けつけたいと思います。

では、論点2ということで事務局から説明をお願いいたします。

○前畑意匠審査基準室長 では、また資料3に戻りまして、今度は論点2について御説明させていただきます。

論点2につきまして、こちらは先ほども御紹介しましたが、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取り扱いということで、まず問題の所在ではございますが、意匠法施行規則では、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合については、まず図面において意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他を破線で描く等によって、描き分けて表してくださいというようなお願いをしております。かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法、例えば実線部が意匠登録を受けようとする部分であるというような説明を、願書の「意匠の説明」の欄に記載することとしております。

しかしながら、国際意匠登録出願におきましては、ハーグ協定に係る出願のため実施細則というものがございまして、こちらは資料3の7ページに記載しておりますが、複製物中に表されるが保護を求めないものについては、次のように表示するというので、「説明において、及び／又は」、「点線若しくは破線又は着色により」ということで、説明と描き分けの両方で表すこともできますし、逆に「又は」でございまして、例えば描き分けだけで表すというようなことも認められている状態でございます。こういった状況から、ハーグ出願で部分意匠の場合は、「又は」を採用されてしまい、意匠の説明がないものが多い状態でございます。

また、本論点に係るユーザーニーズ調査における海外ヒアリングの結果ではございますが、こちらは海外ユーザーにヒアリングした結果、「図面のみが有効であり、追加的な記述は関係ないとしているEUと同様、図面の中で区別できるようにすべきである」などというふうに、海外の時流としては、図面でしっかり描き分けるようにすべきではないかというような御意見をいただいております。

これら状況を踏まえた上で、部分意匠における意匠登録を受けようとする部分を特定する方法の説明の要否について、検討を行いたいと思います。

ページは変わりまして7ページになりますが、対応方針案としては、現行意匠審査基準にございます「部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項」、及び「意匠が具体的な

ものであること」の要件は変更いたしません。よく皆様をお願いしております三原則の「部分意匠」の欄を設けてくださいということ、「意匠登録を受けようとする部分」の説明を書いてくださいということ、図面を描き分けてくださいということ、この3つの原則は変更いたしません。

その上で、部分意匠に関する願書の記載に不備を有していても、例外的に意匠が具体的なものと認められる例に、本論点に係る事例を追加します。例えば、実線及び破線により描き分けられた図面等の記載によって、総合的に判断すれば、部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が明らかである場合は、「意匠登録を受けようとする部分」を特定するための説明がなくても、意匠が具体的であるものと認めるといふことにしたいと思っております。

また、意匠審査基準上に、部分意匠に関する願書の記載に不備を有している場合に、その他の願書及び図面の記載によって「意匠登録を受けようとする部分」を判断する際の基本的考え方及び具体的例示を記載いたします。

また、国際意匠登録出願についても同様の考え方とします。

8ページに行ってくださいまして、ここに先ほど申し上げました事例と説明をこのように載せたいと思っております。①として特定する方法についての記載がなくても、意匠登録を受けようとする部分が明らかなものの例ということで、今回これが初めて入る新規の事例でございます。意匠登録に係る物品は「デジタルカメラ」ですので、「デジタルカメラ」という物品の外縁が破線ということは普通あり得ないということや、破線が書いてある内側の真ん中あたりに実線で描き分けているところがあります。こういった状況を見たところ、実線部分が意匠登録を受けようとする部分であり、破線部がその他の部分であるということは、当然に導き出すことができますので、この場合は意匠登録を受けようとする部分が明らかなもので、具体的なものと認めるといふふうにしたいと思っております。

逆に、特定する方法についての記載がなければ、意匠登録を受けようとする部分が明らかでないものの例として、以下の2事例を追加させていただきますが、これは実は従前から変わりなく、審査官もこれまで同じ認定を行ってきたものでございますが、今回、これらの事例を入れることによって、明示的に示させていただきたいと思っております。

事例としては「フランジ」でございますが、これは部分意匠の欄でございます。これはオレンジ色と白色で描き分けられております。ただし、部分意匠出願であることは分かるのですが、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」が、オレンジ色か、白色

なのか、いずれの色彩の部分であるのか明らかでないということから、これは「意匠登録を受けようとする部分」の説明が必要です、という事例で挙げさせていただきます。

加えまして、9ページの「ハンカチ」の事例でございますが、この例では部分意匠の欄がなく、図面の中央に破線が表されております。破線であっても「ハンカチ」という物品ですので、糸でかがったステッチ模様である可能性もございます。この場合「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなければ、実線と破線等によって描き分けた部分意匠の意匠登録出願であるか、中央にステッチを施した全体意匠の意匠登録出願であるか、明らかでないので、この場合も説明がなければ、具体的なものとは認めないということにして、拒絶理由の対象になるものにして思っております。

こちらについても資料4-2をご覧くださいまして、基準案の概要を御紹介したいと思います。簡単に御説明いたしますが、願書の記載事項が1ページに書いてございまして、2ページ目に意匠が具体的なものであることの要件が記載されており、先ほどお話しさせていただきましたように、この原則は変えませんので、ここは一切手を加えておりません。

どこに手を加えるかといいますと、願書及び図面に記載不備があった場合に、不備があったとしても意匠が具体的なものと認められる場合の例を2ページの下から3ページにかけて、不備があつて具体的なものと認められない場合の例ということで、4ページの下から5ページにかけて記載があり、不備があつた場合にどう認定するか、具体的なものと認められるか否かということ、従前より意匠審査基準のほうに書き起こしてございましたので、ここに今回の事例を組み込んでいくというようにしております。

まず2ページの下ですが、意匠が具体的なものと認められる場合の例ということで、下に記載不備を有していても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せるときは、意匠が具体的なものと認められる、というふうにしております。

3ページですが、こちらはもともと書いてございました。「部分意匠」の欄の表示がない場合であっても、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が部分意匠に関するものであることが明らかな場合ということで、これは従前からございましたが、事例がございました。

今回、下に②「デジタルカメラ」の事例を加えることとなりますので、もっと明示的に表したほうがいいでしょうということで、事例を新たに追加させていただきました。内容

は変えてごさいません。「フランジ」の事例ですが、こちらの場合は「部分意匠」の欄がなくとも、「意匠の説明」が書いてございまして、「オレンジ色に着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」というふうに書いてあり、明らかなので、具体的であると認めます。

②は、「部分意匠」の欄もなく、また説明の欄がない。ただし、図面の記載を見ると、それが部分意匠であるということや、「意匠登録を受けようとする部分」が導き出せるということで、これも具体的なものの事例として、先ほど御紹介させていただいた「デジタルカメラ」を載せております。

次に、願書の記載に不備があった場合に、意匠が具体的なものと認められない場合の例ということで、4ページ、5ページにかけて2つの例を入れております。「部分意匠」の欄がない場合とある場合、2つのケースを載せてございまして、5ページに先ほどの「ハンカチ」の事例と「フランジ」の事例を載せております。もともと記載不備がありますので、「ハンカチ」の場合は、「部分意匠」の欄及び「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法は記載がございせん。このような場合は、これが部分意匠であるのか、全体意匠であるのかも分からないので、これは具体的なものとは認められないということです。

事例2としては、「部分意匠」の欄はありますが、「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」が書かれておりませんので、「意匠登録を受けようとする部分」がオレンジ色の部分なのか、白色の部分なのか明らかでないので、具体的とは認められないというような記載とさせていただきます。

それ以外でございすが、資料4-2の7ページについては、これは部分意匠ですので、補正の扱いも詳細に書き起こしてございまして、今回、部分意匠の「意匠の説明」の欄がなかったとしても認めるケースも出てきましたので、そういったケースについて除外するという修正を行っております。具体的には、今までは「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法の記載を削除した場合は即要旨変更をとってございしましたが、説明がなくとも部分意匠の部位が特定できるような場合は、この説明を削除したところで何ら変わりませんので、そちらについては要旨変更とはならないという手当てをしております。

8ページ以降でございすが、国際意匠登録出願に関して、先ほども申し上げましたが、部分意匠の章の「意匠が具体的なものであること」と同じ箇所を同じように修正を施してございすが、補正の取扱いについても同様です。これらは全体意匠と全く同じ調整をしておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

部分意匠の説明についての取り扱いは、以上とさせていただきます。

○古城座長 ありがとうございます。

それでは委員の皆様方から何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

上野委員。

○上野委員 説明、ありがとうございました。我々企業サイドでデザインを世に出す場合、クリアランスの調査をするのですが、この説明ですと、願書に不備があった場合、部分意匠と認められるのであればそれで審査を通すということですが、例えば部分意匠の調査をしようとした場合、「部分意匠」の欄であるとか、意匠の説明の記載の部分意匠というワード検索等が従来どおりできなくなるのかなという懸念を持っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 そこに関しましては、実は今御説明差し上げませんでした、
「部分意匠」の欄というところは、以前からですが、方式事項でございます。ですので、今回意匠審査基準という実体面ですので御紹介しませんでした、
「部分意匠」の欄というのは方式のほうで必ず手当てすることになっておりますので、意匠公報を出す際には、もちろん登録になった時に原簿にも記載いたしますが、「部分意匠」という表示は確実につけるようにしておきます。ですので、クリアランスを調査される際には、「部分意匠」の欄と
いうのを見ていただければ、確実に分かるかと思えます。

○上野委員 ということは意匠の説明のところには、部分意匠であるというワードは出てこないということですか。

○前畑意匠審査基準室長 その場合もあります。ですが、必ず「部分意匠」の欄はございますので、そこで検索をしていただければと思います。

○上野委員 我々ユーザーサイドとして、検索の仕方としていろいろなやり方はあると思うのですが、「意匠の説明」の欄でワード検索をしている方は、ちょっと注意しないといけないということですね。

○前畑意匠審査基準室長 そうですね。今後周知していく際には、登録時には「部分意匠」の欄は確実に世の中に出ますということは、御説明させていただきたいと思えます。

○上野委員 分かりました。

○古城座長 他にございませんでしょうか。

○前畑意匠審査基準室長 加えてですが、先ほどから基準案を御説明差し上げた時も、願書の記載不備に関する記載は、従前からある項目ですよというお話をさせていただきます

たが、今までも「部分意匠」の欄がないという出願もございまして、その際は必ず方式審査において補充するように指令を出してもらっておりましたので、今までと変わりなくその運用は続けてまいります点は、御安心ください。

○古城座長 他はございませんでしょうか。

青木先生、お願いします。

○青木委員 青木でございます。私の調べが足りないのかもしれませんが、今おっしゃったように基本的には部分意匠か全体意匠かというのは、少なくとも審査の段階であるとか、あるいは類否判断の段階でちょっと影響を与えるということなので、部分意匠かどうかというのは、はっきりさせなければいけないところが少なくとも今の日本ではあると思います。おっしゃるように、部分意匠として審査しました、登録しましたということが、「部分意匠」というマークで出るということは、その後の権利行使等との場面でもいいことなのかなと思います。

また、これは私の理解不足だったら御放念いただければと思うのですが、例えば資料4-2の5ページ目の事例2の「フランジ」です。今これは「部分意匠」の欄があって、意匠の説明がなく、それで図面が出てきているという状態だと思うのですが、仮にこれで「部分意匠」の欄がなかった状態で出願されたとして、審査官の方はこれを御覧になって、でもこれは部分意匠だから、部分意匠として審査して、かつ部分意匠の欄を付けて下さいといった審査をされるのか、それとも部分意匠の欄もなく、かつ意匠の説明もないという、この図面だけ見た時に、これは橙色と白でできた「フランジ」の全体意匠だなと認識して、全体意匠として審査して、全体意匠として登録する。しかし、第三者は、部分意匠かと思えると、そんなことはないと思うのですが、判別のタイミングがないまま登録されて、出願人は部分意匠として出願したつもりだったのに、といったことが起きたりしてはいけなかなと思って。少なくとも登録までの段階では、出願人と審査官の中で、これは全体意匠ですか、部分意匠ですかというのをフィックスしてやらないとまずいような気がしています。そのあたりはどういう手当てがされたのですか。

○前畑意匠審査基準室長 実は5ページの「フランジ」とその上の「ハンカチ」も含めまして、従来から同じような判断を審査官はやっています。したがって、その物品分野の常識に照らし合わせたり、その他の図や願書の記載も総合的に判断してもなお、部分意匠なのか全体意匠なのか、どちらか分からないという場合は、審査官は3条柱書をかけまして、やはり意匠が具体的でない、何なのか分かりません、というような通知を出させていた

くこともございます。

一方、他の図や、願書の記載等から、部分意匠であるとか全体意匠であるという確信が得られるのであれば、それは具体的な意匠であるとして処理を進めております。今回こういう事例を出したので、非常に新規に感じられている方もいらっしゃると思うのですが、実は今までもこういったケースは随分ございまして、審査官はそのたびごとに、その物品分野の常識に照らして、また願書及び図面の記載を照らし合わせて、総合的に判断しているところでございます。

一応ここに出しておりますのは典型例ということで、分かりやすくお示しているところでございます。どちらに倒していいか分からないグレーですという場合は、何らの方法をもって出願人の方に通知という形になるのかもしれませんが、また電話連絡等でユーザーコミュニケーションという形で確認させていただく場合もございます。それは案件ごとによって変わってきますので、ここでどのようなアクションを行いますということは断言できないのですが、従前どおり、グレーの場合は、何らかの手段をもって出願人の方に確認していくことになろうかと思えます。こちらはハーグも同じような状態になるかと思えます。

○青木委員 ありがとうございます。

○古城座長 では、御意見も出尽くしたように思います。基本的な方向性については、事務局で用意された案と説明で大きな異論はなかったように思いますが、いろいろ貴重な御指摘、御意見をいただいた点を踏まえて、今後も検討を進めていくことにしたいと思います。

○木本意匠課長 今回の論点1も論点2も、実は、立体の全体を観察して、新規性あるいは先後願、そして権利の解釈をするという観点と、創作の一部を認識して特定するという観点と、この2つの観点を違からくる問題だと思えます。今回の基準では先後願、登録要件、権利の解釈のところも、従前どおり類否判断ができるようにということで考慮した範囲となっております。また冒頭にもご説明させていただいたように、権利義務が変わるようなことがありましたら、それはその観点をしっかりと見据えながら検討させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○古城座長 補足の御説明、ありがとうございました。

今後の予定

○古城座長 それでは議題の5ということで、今後の予定について御説明をお願いします。

○前畑意匠審査基準室長 それでは、今後の予定について御説明させていただきます。今回御審議いただきまして、先ほども大きな御意見、御異論というものはございませんでした。周知活動はこちらのほうで工夫させていただくというお約束はさせていただきますし、事例について多少御指摘がございましたので、その点は改善させていただきたいと思えます。その上で意匠審査基準の改訂の方向性を踏まえた改訂意匠審査基準（案）につきましては、準備が整い次第、3月中旬までにはパブリックコメントに付させていただきます。このパブリックコメントにおいて提出された御意見に照らしまして、さらなる検討が必要か否かの御判断につきましては、座長に一任させていただければと存じます。

○古城座長 よろしいでしょうか、一任させていただくということで。（委員一同了承）

それでは、本日は長時間にわたり熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。それから、いろいろな貴重な御指摘、御意見、大変感謝しております。

では、以上をもちまして第11回意匠審査基準ワーキンググループを閉会したいと思います。ありがとうございます。

閉 会